

J U大分運営細則

1. 出品車両について

(1) 出品車両の評価基準

中商連オートオークション検査基準で行います。

走行距離チェックはNAKの走行管理システムにて行います。

評価点の無い0円売切りコーナーは基本ノー検査・ノークレームですので、予めご了承ください。尚、評価点に「アメ」が付されている場合は雨天時検査により評価しづらい車両となっております。

(2) 調整について

出品店は、出品車両のスタート価格及び希望価格（指値）を記入して下さい。

セリ時不在の場合は、希望価格（指値）の3万円下より調整人が売切り決定をできるものとします。

(3) リサイクル料金について

出品申込書に金額を記載の場合のみ精算致します。

記入額と実際のリサイクル料金に差異が生じた時は減額の場合のみ書類到着後、訂正処理致します。

(4) 書類の有効期限について

書類の有効期限は、原則としてAA開催日の翌月末迄有することとします。但し、それに満たなくてもAA開催日を含み20日以上の有効期限であれば名変期限として出品申込書に記載する事ができます。（AA開催日書類提出必須）

2. 落札車両について

(1) AA翌週水曜（AA当日含む8日）までに搬出もしくはAAに出品されない場合は 残留車1台につき普通セリ出品料と同額をペナルティとして請求させていただきます。

（搬出時間：平日9時～17時）

(2) 名義変更期限

名義変更の期限は落札日の翌月末までです。

名変コピー（完了証明等）提出の期限は終了月の翌5日までです。

但し、抹消登録の場合、登録事項証明等のコピーを抹消日の月末までに提出するものとし、期限を過ぎた場合、落札店は自動車税還付金額相当分を負担するものとします。

名変コピー到着の有無を商組にご確認下さい。

3. 自動車税の取り扱いについて

(1) 落札自動車ナンバー付の場合、AA開催日の翌月から年度末迄の自動車税未経過相当額を預り金として落札店から預かり、落札自動車の登録結果により預り金の清算を行います。

軽自動車は自動車税相当額として15,000円を落札店から預かります。

尚、3月開催分は登録車、軽自動車共に翌年度1年間分の自動車税計算となります。

JU大分は、落札店から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預り金の清算をAA開催日前の金曜日に締めてAA当日の計算書にて計上します。

① 移転登録の場合

原則として預り金の全額を出品店に清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札店に全額返金します。

② 抹消登録の場合

抹消登録がAA開催月の場合は預り金の全額を落札店に清算、開催翌月の場合は預り金のうち1ヵ月分の自動車税相当額を出品店に、残金を落札店に清算します。

③ 落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合（二次抹消）

落札店から抹消登録した当月末迄に登録事項証明コピーの提出等があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品店に請求させていただきます。

④ 軽自動車について

開催年度内の軽自動車税は出品店負担とします。また年度内に名義変更された場合は預り金を落札店に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。

4.クレームについて

中商連オートオークション統ルール及び九州ブロックオートオークション運営細則を基に裁定致します。

但し、「落札価格20万円未満車両」並びに「0円売切りコーナー」は原則ノークレームとしますが、以下の場合には通常クレーム受付として取扱います。

① 出品申込書の記載相違事項。

② 冠水車、消火剤散布跡車、接合車、盗難車、走行メーター疑義車（故障除く）。

③ 書類上でしか判明しない事項。

④ その他主催商組が判断した場合。

5.後商談申込みについて

(1) 最終応札金額+1万円以上からの受付を基本と致します。但しノーコールの場合は、スタート金額を最終応札とみなします。

(2) セリ終了後10台経過までは、最終応札者を優先します。その後は、先着順での受付となります。申込みは規定の用紙をご利用下さい。

(申込みは1台につき1回です)

(3) 受付時間は、該当車両セリ終了後60分までとします。

(4) 申込み店へ出品店の希望金額を連絡後、10分経過しても返答がない場合は、購入の意思がないものとみなします。

6.不在入札について

不在入札と応札が同額の場合は、不在入札（先着順）が優先され1ポス競り上がりますので、予め考慮しての入札をお願い致します。

7.下見代行サービスは行っていません。

8.プライバシーポリシーについては、J U中商連の内容を基本と致します。

本細則はJ U大分決議事項に伴い更新されます旨を予めご了承ください。

大分県中古自動車販売商工組合

【J U九州ブロック オートオークションクレーム裁定】

- (1) カギは給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。
- (2) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (3) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (4) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (5) メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (6) 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (7) 落札車両の自動車税等について
 - ① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
 - ② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
 - ③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。
- (8) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとします。
- (9) 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱について
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。
- (10) エアバッグの破裂の隠ぺいについて (平成28年11月22日)
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとします。
なお、出品店が関与している場合は、中商連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとします。
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。
- (11) クレームキャンセル時の陸送料金について (平成26年7月8日)
主催AA会場から落札店までの陸送料金(実費)とする。
但し、落札車を他AA会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他AA会場の近距離の方の陸送料金(実費)にて処理する。